

## 2 地域教育資源活性化支援事業

※教育事務所社会教育主事による公民館等の社会教育施設支援のための訪問

### (2)社会教育拠点施設訪問（公民館等）

#### 要 請 訪 問

##### ①指導・助言・支援

- (1) 管内生涯学習(社会教育)の方針と重点に関すること
- (2) 市町村の生涯学習・社会教育に関すること
- (3) 市町村補助事業の取組に関すること
- (4) 県事業の取組に関すること

#### 一 般 巡 回 訪 問

##### ②情報交換

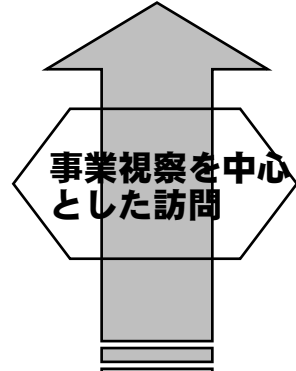
- 良好な関係づくり
- 実態把握
- 課題解決
- ※③の事業視察の場合は②も行う。

##### ③事業視察

- 独自の公民館事業
- 協働活動の具現化
- 地域課題解決への取組

- ↓
- ・県内外に紹介(HP)
  - ・事業の振り返り
  - ・事業の改善
  - ・近隣施設職員参加

↓  
職員の意欲と自信の向上



事業視察を希望しない場合

要請があれば・・・

令和2年5月13日付「生67号」より

<目的>

- ・地教行法48条に基づき・・・
- ・市町村教委の求めにより・・・
- ・専門的事項について
- ・訪問して指導・助言・支援にあたり・・・

<形態>

- ・市町村教委から要請があった場合の・・・

<手続き>

- ・申請書の提出期日 **2週間前**

※ 昨年までの実施方法を検討・見直し。  
 ※ 事業視察を中心とした公民館訪問の実施。